

『「親なきあと」を見据えた在宅障害者・保護者への支援』動画制作業務 仕 様 書

1 委託業務名

『「親なきあと」を見据えた在宅障害者・保護者への支援』動画制作業務

2 業務目的

「親なきあと」等を見据え、在宅障害者・保護者が地域での暮らしを具体的にイメージできる動画を制作することにより、希望する暮らしの実現に向けた選択肢の提供及び相談へと繋げるきっかけをつくる。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日

4 事業費

1,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

『「親なきあと」を見据えた在宅障害者・保護者への支援』動画の制作

(1) 業務内容

- ① 在宅障害者・保護者が地域での暮らしを具体的にイメージできる動画について、下記留意事項を踏まえて制作し、指定期日までに指定形式にて納入すること。

【制作内容にかかる留意事項】

- 障害福祉の専門性を十分に理解し、内容に反映させること。
- 視聴対象者の障害種別(知的・精神・身体)を考慮した内容とすること。
特に知的障害者及び精神障害者向けについては、それぞれの当事者・家族を対象とした説明会（別々で開催）での視聴を前提に制作すること。
加えて、オンライン公開による活用も念頭に、制作段階からプライバシー配慮等、必要な調整を図ること。
- 様々な選択肢を提供する観点から、地域生活を実現している障害当事者の暮らし（一人暮らし、グループホーム入居 等）を複数紹介する内容とすること。
- 障害当事者・家族にとって具体的でわかりやすい構成とすること。
- 単なる福祉学習動画ではなく、地域生活の魅力を印象づけ、具体的な行動を想起させるプロモーション性を意識すること。

- 制作動画の納品期限については、上記3の事業期間に関わらず、令和5年10月31日（火）を目途とする。ただし、契約後の調整状況により期限までの提出が困難な場合は、双方協議のうえ別途決定する。
- 収録時間及び制作本数については、予算の範囲内において、上記を勘案のうえ提案すること。
- ② 取材にあたっては、障害当事者の特性に十分配慮のうえ、撮影場所・時間等を工夫することとし、必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて全て行うこと。
- ③ 映像制作にあたっては、新規撮影を原則とするが、費用対効果等の観点から必要に応じ、受託者が所有している映像や借用映像の使用も可とする。ただし、許認可等の各種手続きは受託者にて全て行うこと。
- ④ 動画コンテンツの内容を印象づけるため、必要に応じて効果的な音楽や効果音を挿入すること。なお、音楽素材の使用に関しては、原則としてオリジナルまたはフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、許諾が必要な場合の手続きは全て受託者にて行うこと。
- ⑤ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて全て行うこと。

(2) 留意点

- ① 制作にあたっては、原則として受託者の設備及び機器を使用すること。
- ② 企画・制作におけるディレクション及び撮影は、福祉分野において映像制作実績を有する等、知見・経験がある者が担当すること。
(類似動画の制作実績について、評価の一部とする。)
- ③ 動画構成・内容の決定にあたっては、必ず以下の障害者団体の意向を確認のうえ、反映させること。
 - 知的障害者：公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会
 - 精神障害者：公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会
- ④ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ⑤ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ⑥ 映像は、可能な限りの高解像度で撮影すること。
- ⑦ 撮影対象・場所については、事前に委託者に報告すること。
- ⑧ 納品は、以下の2形態でおこなうこと。
 - ア DVD納品3セット (DVD-VIDEO形式)
 - イ 動画データの納品2セット (H.264/MPEG-4AVC形式)
- DVDプレイヤーによる再生可能な形式による制作動画は、メニュー画面を用意

し、DVDプレイヤーによりチャプター等で再生する動画を選択可能な機能を有したDVDを納品すること。

- H.264/MPEG-4AVCによる制作動画は、1,920×1,080の解像度によりデータを納品すること。
- 動画の縦横比は16：9とすること。
- DVDにはそれぞれタイトル等を印字すること。
- 本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、事業内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・凶画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(10) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。再委託にあたっては、契約条項を遵守すること。

(11) その他

- ① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。